

埼玉司法書士会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、司法書士業務の健全な発展と育成を図り、もって県民の福祉の向上に寄与するため、埼玉司法書士会（以下「司法書士会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、司法書士会の運営に係る事業とし、経費は当該事業に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年5月31日とする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 会則

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 司法書士会は、知事から要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助金交付決定に係る会計年度の3月31日とする。

3 第1項に定める報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算（見込）書

（補助金額の確定通知書の様式）

第8条 規則第14条の補助金額の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（補助金の交付の請求）

第9条 補助金の交付の請求は、司法書士会が県から規則第14条の規定による補助金額の確定通知を受けた日から10日以内に、様式第5号の補助金交付請求書により行わなければならない。

（書類の整備等）

第10条 司法書士会は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式第1号

令和 年度埼玉司法書士会補助金交付申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58
埼玉司法書士会
会長

下記により埼玉司法書士会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業内容
- 4 添付書類
 - (1) 会則
 - (2) 役員名簿
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書

様式第2号

令和 年度埼玉司法書士会補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

埼玉司法書士会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった埼玉司法書士会補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 交付条件

- (1) この補助金の使用方法は、申請書記載の事業目的、事業内容に沿ったものであること。
- (2) 事業の遂行が著しく不適當で目的達成の見込みがないと認められるときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、または交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付しないことがある。

様式第3号

令和 年度埼玉司法書士会補助金実績報告書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58

埼玉司法書士会

会長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉司法書士会補助事業の令和 年度における実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実績
- 3 補助事業に要した経費 金 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算（見込）書

様式第4号

令和 年度埼玉司法書士会補助事業補助金額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

埼玉司法書士会
会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した埼玉司法書士会補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその金額を決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

補助金の確定額 金 円

様式第5号

令和 年度埼玉司法書士会補助金交付請求書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58
埼玉司法書士会
会長

埼玉司法書士会補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

口座名義人	
金融機関名	銀行 支店
種類	当座 ・ 普通
口座番号	

(確定通知書の写しを添付すること)